

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日を昭和46年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月11日から同年4月1日まで

私は、A株式会社C工場から同社B工場に転勤し、その間も継続して勤務していたが申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和46年3月11日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和46年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。